

# 誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業委託要項

制 定	平成30年	5月 11日
一部改正	令和 2年	4月 27日
一部改正	令和 2年	5月 14日
一部改正	令和 3年	3月 16日
一部改正	令和 3年	5月 19日
一部改正	令和 4年	3月 8日
一部改正	令和 5年	2月 10日
一部改正	令和 5年	10月 30日
一部改正	令和 6年	5月 30日
一部改正	令和 7年	2月 19日
一部改正	令和 8年	3月 17日

## スポーツ庁次長決定

### 1. 趣 旨

地域のスポーツ施設の老朽化や財政の制約、人口減少・高齢化による住民ニーズの変化等がある中で、持続可能な地域におけるスポーツ環境を確保・充実していくため、公立スポーツ施設だけでなく、学校体育施設・民間スポーツ施設など既存ストックのフル活用、オープンスペースの活用、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の普及啓発等を総合的に実施し、誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりを推進する。

### 2. 事業の内容

本事業では、以下の事業を実施する。

- ① 「公立学校施設の目的外使用に係る留意事項の周知について（通知）」（令和7年6文科教第2074号）の発出等、学校教育上支障のない限り、営利目的の有無にかかわらず、学校施設の目的外使用が可能な旨、明確化されたことを踏まえ、学校体育施設等について、地域住民の運動・スポーツ活動の場としての活用の推進を図る必要があることから、学校体育施設等の開放を通じて得られるメリットや開放に当たっての効率的な運営方法、昨今の気候変動への対策等を調査し、得られた知見を全国の自治体や学校関係者へ展開する。
- ② 社会体育施設等を地域スポーツの活動拠点とする取組を検討する自治体等に対し、専門家（コンサルタント）の派遣・視察等を通して、取組に対するアドバイスや検討等を行う伴走支援を実施するとともに、説明会やオンラインセミナーを開催し、得られた知見を、地方公共団体や民間事業者等に周知する。  
また、まち全体がスポーツに親しめる場となり、どこでもスポーツに親しむことができる空間を実現するため、学生からアイデアやデザインを募集し、優れた作品を表彰する「スポーツ・健康まちづくりデザイン学生コンペティション」を開催する。

### 3. 事業の委託先

本事業の委託先は、地方公共団体、法人格を有する団体及び任意団体（以下「団体」という。）とする。

### 4. 委託期間

本事業の委託期間は契約締結日から契約期間満了日までとする。

## 5. 委託手続

- (1) 団体が事業の委託を受けようとするときは、委託事業実施計画書（別添1）をスポーツ庁に提出すること。
- (2) 任意団体が事業の委託を受けようとするときは、履行体制確保のため、構成員、会計基準等の必要な事項が記載された書面を提出し、スポーツ庁の承認を受けなければならない。
- (3) スポーツ庁は、上記により提出された委託事業実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体に対し事業を委託する。

## 6. 委託経費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) スポーツ庁は、本事業の委託を受けた団体が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。なお、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）等することはできない。

## 8. 事業完了（廃止）の報告

団体は、本事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書（別添2）及び支出を証する書類の写を、終了した日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

## 9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8により提出された委託事業完了（廃止）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10. その他

- (1) スポーツ庁は、団体における本事業が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) スポーツ庁は、委託事業の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。

(5) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については、別に定める。